

第 377 回三木市議会定例会提出議案の概要

第 377 回三木市議会定例会（令和 5 年 9 月 1 日開会）に提出する議案 22 件（条例関係 9 件、補正予算関係 5 件、決算の認定関係 7 件、その他 1 件）の概要は次のとおりです。

1 条例関係

(1) 第 33 号議案 三木市の公の施設における使用料を改定する関係条例の整備に関する条例の制定について（経営管理課）

ア 制定理由

令和 4 年 9 月に策定した料金設定の統一的な考え方となる「三木市使用料・手数料の見直し方針」に基づき、公共施設の使用料について、市民負担の公平性を確保すること及び受益者負担の適正化を図ることを目的として、使用料を規定する関係条例の一部を改正する必要があるため。

イ 制定内容

(ア) 次の各条例に規定する使用料について、下表の例により、貸室の面積区分に応じた料金に改める。ただし、改定後の料金は現行料金の 1.5 倍を上限とする。

- a 三木市立小学校、中学校及び特別支援学校設置及び管理に関する条例
- b 三木市立公民館設置及び管理に関する条例
- c 三木市立高齢者福祉センター条例
- d 三木市立総合隣保館条例
- e 三木市立三木コミュニティスポーツセンター設置及び管理に関する条例
- f 三木市立教育センター条例
- g 三木市立デイサービスセンター設置及び管理に関する条例
- h 三木市総合保健福祉センター条例
- i 三木市吉川健康福祉センター条例
- j 三木南交流センター設置及び管理に関する条例
- k 三木市立障害者総合支援センターはばたきの丘設置及び管理に関する

る条例

- l 三木市立まなびの郷みずほ設置及び管理に関する条例
- m 三木市立市民活動センター条例
- n 三木市立別所ふるさと交流館条例
- o 三木市立福井コミュニティセンター条例

(現行)

貸室の区分		使用料 (円/時間)
30 m ² 未満の室		100
30 m ² 以上 50 m ² 未満の室		150
50 m ² 以上 100 m ² 未満の室		200
100 m ² 以上の室		400
大 会 議 室	400 m ² 未満の室	1, 200
	400 m ² 以上 500 m ² 未満の室	1, 300
	500 m ² 以上の室	1, 500
料理実習室		500

(改正後)

貸室の区分		使用料 (円/時間)
30 m ² 未満の室		150
30 m ² 以上 50 m ² 未満の室		200
50 m ² 以上 100 m ² 未満の室		300
100 m ² 以上 200 m ² 未満の室		600
大 会 議 室	200 m ² 以上 400 m ² 未満の室	1, 200
	400 m ² 以上の室	1, 500
調理実習室		600



(イ) 冷暖房設備を使用する場合の使用料の額の設定(当該使用料の額に100分の130を乗じて得た額)に関する規定を削る。

ウ 施行期日 令和6年4月1日

(2) 第34号議案 督促手数料を改定する関係条例の整備に関する条例の制定について(経営管理課)

ア 制定理由

令和4年9月に策定した料金設定の統一的な考え方となる「三木市使用料・手数料の見直し方針」に基づき、諸証明の発行等に係る事務手数料について、市民負担の公平性を確保すること及び受益者負担の適正化を図ることを目的として、督促手数料を規定する関係条例の一部を改正する必要があるため。

イ 制定内容

次の条例に規定する督促手数料について、督促状1通につき、80円から100円に改める。

(ア) 三木市税条例

(イ) 分担金等の督促手数料及び延滞金徴収条例

- (㍑) 三木市介護保険条例
- (㍓) 三木市後期高齢者医療に関する条例
- ウ 施行期日 令和 6 年 4 月 1 日

**(3) 第 35 号議案 三木市市民福祉年金条例を廃止する条例の制定について
(障害福祉課)**

ア 廃止理由

市民福祉年金創設当時（昭和 46 年）は、障がい者が利用できる制度やサービスが少なく、それらの不足を補い障がい者の生活の向上と福祉の増進に寄与することを目的として同年 4 月から、三木市市民福祉年金条例に基づき、市独自で市民福祉年金（現金給付）を実施してきたが、現在では、障害基礎年金や特別障害者手当などの給付のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の制定により各種障害福祉サービス等が充実してきたことから、市民福祉年金条例を廃止する。

イ 施行期日 令和 6 年 4 月 1 日

(4) 第 36 号議案 三木市税条例の一部を改正する条例の制定について(税務課)

ア 改正理由

地方税法等の改正に伴い、三木市税条例の一部を改正する必要があるため。

イ 改正の内容

(ア) 個人住民税関係

a 給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項の簡素化

給与所得者の扶養親族等申告書について、その申告書に記載すべき事項がその年の前年の申告内容と異動がない場合には、その申告書に記載すべき事項に代えて異動がない旨を記載した申告書を提出することを可能とする。

b 森林環境税（国税）の導入に伴う徴収方法等の規定の整備

森林環境税の導入に伴い、納税通知書に記載すべき納付額に森林環境税額を追加し、個人の住民税に併せて森林環境税を賦課及び徴収する規定を設ける。

(イ) 軽自動車税関係

a 燃費・排ガス不正行為への対応

不正により生じた納付不足額に係る納税義務を当該不正を行ったメーカーに負わせる特例規定について、税制上の再発抑止策を強化するため、納付不足額を徴収する際に加算する割合（現行：10%）を 35%に引き上げる。

ウ 施行期日

(ア) イ(ア) a 令和 7 年 1 月 1 日

(イ) イ(ア) b 及びイ(イ) a 令和 6 年 1 月 1 日

(5) 第 37 号議案 三木市学校給食費徴収条例の一部を改正する条例の制定について（教育施設課）

ア 改正理由

現行の給食費の額では、適正な給食を提供することが困難であることから、三木市学校給食審議会に対し、学校給食について諮問したところ、食材費の価格高騰が続く中、学校給食摂取基準を満たし、学校給食を「生きた教材」として活用するための質や量を維持するため給食費を改定することが妥当であるとの答申を受け、学校給食費を改定する必要があるため。

イ 改正内容

学校給食費徴収条例第 4 条の学校給食費の額を次のように改正する。

区分	改正前(月額)	改正後(月額)
小学校及び特別支援学校	3,940 円	4,575 円
中学校	4,100 円	4,790 円
幼稚園	3,600 円	4,190 円

ウ 施行期日 令和 6 年 4 月 1 日

(6) 第 38 号議案 三木市立体育館等設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について（文化・スポーツ課）

ア 改正理由

三木市公共施設再配置方針に基づき、三木勤労者体育センターの機能を他の施設に集約し、当該体育館を廃止することに伴い、三木市立体育館等設置及び管理に関する条例の一部を改正する必要があるため。

イ 改正内容

条例の名称の改正及び三木勤労者体育センターに係る規定を削る。

ウ 施行期日 令和 6 年 4 月 1 日

(7) 第 39 号議案 三木市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について（建築住宅課）

ア 改正理由

東播都市計画地区計画（三木中央線周辺地区地区計画）を新たに決定することに伴い、三木市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の

一部を改正する必要があるため。

イ 改正内容

(7) 地区整備計画の区域として三木中央線周辺地区地区整備計画区域を追加し、当該区域における建築物の用途等に関する制限を定める。

(イ) その他所要の規定の整理を行う。

ウ 施行期日 公布の日

**(8) 第 40 号議案 三木市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例の制定について（建築住宅課）**

ア 改正理由

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律及び特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則の一部改正に伴い、これらの法を引用する規定の整理をする必要があるほか、家族の多様化に対応し市営住宅に同居できる者の条件を緩和し、配偶者等からの暴力を受けた被害者、障害者又は子育て世帯の住宅に困窮する者が入居できるよう三木市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する必要があるため。

イ 改正内容

(7) 現行の普通市営住宅及び特定公共賃貸住宅の入居者資格の条件の 1 つである「現に同居し、又は同居しようとする親族があること」に、親族に準ずる者として、児童福祉法の規定により入居者又はその同居者である里親に委託されている児童を規則に委任して加える。

※ 特定公共賃貸住宅とは、市営住宅のうち、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第 18 条第 1 項の規定に基づき建設し、管理する中堅所得者向けの住宅をいう。

(イ) 普通市営住宅の入居要件の緩和対象となる配偶者等からの暴力を受けた被害者の範囲に、次に掲げる者を加える。

a 母子生活支援施設における保護が終了した日から起算して 5 年を経過していない者

b 女性相談支援センター等による証明書が発行されている者

c 配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所その他行政機関又は配偶者からの暴力の被害者の保護等を図る活動を行う民間の団体による配偶者等からの暴力を理由に避難している旨の確認を受けている者

(ロ) 普通市営住宅の入居要件の緩和対象となる障害者の範囲に、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する特殊の疾病による障がいの程度」を加える。

(エ) 普通市営住宅の入居に係る収入要件として月収 21 万 4 千円（一般世帯

基準は15万8千円)以下が適用される子育て世帯の対象範囲を「小学校就学前の始期に達するまでの者がある世帯」から「15歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある者がある世帯」に改める。

(オ) その他法令改正に伴う条ずれ等の所要の整理を行う。

ウ 施行期日 令和6年4月1日

(9) 第41号議案 三木市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について (消防本部予防課)

ア 改正理由

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、三木市火災予防条例の一部を改正する必要があるため。

イ 改正内容

(ア) 蓄電池設備に係る規制対象の見直しについて

現行の規制は主に開放型鉛蓄電池を想定して制定されたものであるが、近年の蓄電池設備の種類の多様化・大容量化に対応するため見直しを行う。

a 規制の基準とする単位について、電流の「アンペアアワー・セル」から、安全性を分類する際に一般的に用いられる電力量の「キロワット時」へ改める。

b 蓄電池容量が10(キロワット時)以下のもの及び蓄電池容量が10(キロワット時)を超え20(キロワット時)以下のものであって、出火防止措置が講じられたものを規制の対象から除く。

c 電解液等が外部に漏れ出るおそれのある開放型鉛蓄電池を用いたものを除き、蓄電池設備については耐酸性の床上等に設置しなくてもよいこととする。

d 屋外に設ける蓄電池設備については、雨水等の浸入防止の措置を講じた金属製の箱(キュービクル式)に限定していたところ、雨水等の浸入防止措置が講じられた箱形の容器に収められた設備であればよいこととするほか、延焼防止措置が講じられたものは、建築物からの離隔距離を取らなくてもよいこととする。

e キュービクル式以外の蓄電池設備等についても建築物等との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこととする。

(イ) 固体燃料を用いた火気設備の離隔距離の見直しについて

厨房設備について、新たに固体燃料を用いた厨房設備に係る壁、天井等からの離隔距離を定める。

ウ 施行期日 令和6年1月1日

- 2 補正予算関係 【別添「令和５年度９月補正予算（案）の概要」参照】**
- (1) 第 42 号議案 令和５年度三木市一般会計補正予算(第４号)
 - (2) 第 43 号議案 令和５年度三木市国民健康保険特別会計補正予算(第１号)
 - (3) 第 44 号議案 令和５年度三木市介護保険特別会計補正予算(第１号)
 - (4) 第 45 号議案 令和５年度三木市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第１号)
 - (5) 第 46 号議案 令和５年度三木市学校給食事業特別会計補正予算(第２号)

- 3 決算の認定関係 【別添「令和４年度決算見込の概要」参照】**
- (1) 第 47 号議案 令和４年度三木市一般会計歳入歳出決算の認定について
 - (2) 第 48 号議案 令和４年度三木市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
 - (3) 第 49 号議案 令和４年度三木市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
 - (4) 第 50 号議案 令和４年度三木市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 - (5) 第 51 号議案 令和４年度三木市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 - (6) 第 52 号議案 令和４年度三木市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
 - (7) 第 53 号議案 令和４年度三木市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

4 その他

- (1) 第 54 号議案 工事請負契約の締結について(財政課)

三木市庁舎・みっきいホール外壁・防水改修工事について、工事請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年三木市条例第 4 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求めるもの。

令和5年度9月補正予算（案）の概要

国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、物価高騰による子育て世帯の家計への負担軽減のために高校生等のいる世帯に応援給付金を支給するほか、国の交付金の決定を受けて山田錦の郷の道の駅化に向けたリニューアル工事に着手するなど、緊急を要する経費について補正予算を編成しました。

1 予算の規模

(単位：千円)

会 計 名 (補正号数)	補正前の額	補正額	計
一 般 会 計 (第 4 号)	36,032,940	641,106	36,674,046
国民健康保険特別会計(第1号)	8,667,000	86,186	8,753,186
介護保険特別会計(第1号)	7,532,000	65,213	7,597,213
後期高齢者医療事業特別会計(第1号)	1,591,000	32,908	1,623,908
学校給食事業特別会計(第2号)	300,000	288	300,288

2 補正予算（案）の主な内容

【一般会計】

(1) 高校生等のいる世帯に応援給付金を支給【国庫補助】 59,870 千円

[健康福祉部 子育て支援課]

物価高騰による子育て世帯の家計への負担を軽減するため、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、高校生等のいる世帯に対して応援給付金を支給します。

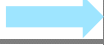
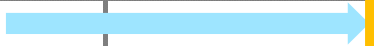
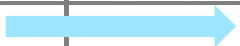
〔対象者〕	生年月日が平成17年4月2日から平成20年4月1日で、申請日時点で三木市に住民票がある高校生等のいる世帯。 ※所得制限及び高校等への在学要件はありません。
〔給付額〕	高校生等1人あたり30,000円

(2) 山田錦の郷活性化構想の実現に向けた整備に着手【国庫補助】 26,230 千円

[産業振興部 観光振興課]

「山田錦の郷活性化構想」の実現に向け、2025大阪・関西万博の開催に合わせた令和7年春の「道の駅」の開駅をめざし、まずは山田錦の館のトイレ等の改修工事に着手します。

(山田錦の郷 整備スケジュール)

工事内容	令和5年度	令和6年度
①山田錦の館リニューアル (トイレ、荷受場) (直売所、ミュージアム等)		
②情報発信施設整備		
③第2駐車場整備		
④駐車場、外構整備		
⑤道路改修(線形改良)		

道の駅オープン

※山田錦の館のリニューアルは、一部工事を令和7年度に実施。

(3) 地域農業の担い手による機械・施設の導入を支援【県補助】 78,085 千円

[産業振興部 農業振興課]

生産コストの低減や農地利用の効率化のための機械や施設の導入に補助金を交付し、地域の農業の担い手を支援します。

(単位：千円)

補助金名	支援対象	補助率	補正額
農業生産コスト低減 緊急対応事業補助金	19	1/2 (上限7,500千円)	75,085
農地利用効率化等支援金	1	3/10 (上限3,000千円)	3,000

(4) 公共交通事業者の運行継続を支援【国庫補助】 2,000 千円

[都市整備部 交通政策課]

燃料価格高騰の中、便数を維持しながら経営改善に取り組む、鉄道及びバス事業者に対し、県に随伴して支援を行います。

(単位：千円)

区分	補正額	対象事業者
鉄 道	800	神戸電鉄
バ ス	1,200	神姫バス、神姫ゾーンバス、ウイング神姫

(負担割合：県 1/4、市町 1/4 (任意随伴)、事業者 1/2)

(5) 民間認定こども園等の光熱費の上昇分の一部を支援【県補助】 7,650 千円

[教育振興部 教育・保育課]

物価高騰の影響を受けている民間の認定こども園等に対して、県の補助を活用して光熱費等の価格上昇分の一部を支援します。

対象施設	29 施設	民間の認定こども園、地域型保育事業所、認可外保育施設
補助額	1.8 万円～ 66.6 万円/施設	各施設の認可（届出）定員数により定額を補助

(6) 借地解消のために旧東吉川小学校プール等を解体・撤去 152,300 千円

[教育総務部 教育施設課]

令和 3 年度末で廃校した旧東吉川小学校敷地内の借地を解消するため、小学校プールや幼稚園園舎等を解体・撤去します。

撤去する施設等	幼稚園園舎、小学校プール、屋外トイレ、屋外倉庫、遊具 等
---------	------------------------------

(7) 道路や河川、農地等の災害復旧【国庫・県補助】 98,250 千円

[産業振興部 農地整備課]

[都市整備部 道路河川課]

本年 5 月、6 月の豪雨により被災した道路や河川、農地、農業用施設を早期に復旧します。

(単位：千円)

区 分	箇所数	補正額
公共土木施設災害復旧事業	道路 31	60,000
	河川 6	
農林業施設災害復旧事業	農地 10	38,250
	施設 8	

(8) 前年度決算剰余金を財政基金に積立 197,011 千円

[総務部 財政課]

三木市財政基金の設置、管理及び処分に関する条例に基づき、前年度決算剰余金の一部（1/2 以上）を財政基金に積み立てます。

令和 4 年度決算剰余金の額 394,020 千円

(9) その他の補正**19,710 千円**

(単位：千円)

内 容	補正額	所管課名	備 考
防犯機能付き電話機等購入補助金の増額【県補助】	480	市民生活部 生活環境課	当初の見込みより申請が増加したことによる増額
低所得の子育て世帯への給付金の増額【国庫補助】	12,500	健康福祉部 子育て支援課	当初の見込みより対象者が増加したことによる増額
あじさい園の自動ドア修繕、ナラ枯れ木の伐採	3,800	産業振興部 観光振興課	
東播用水負担金の増額	1,130	産業振興部 農業振興課	令和4年度の東播用水運営費等の精算に伴う増額
森林・山村多面的機能発揮対策交付金の追加	40	産業振興部 農業振興課	交付金の採択を受けた市負担金の追加
消防団への防火衣の整備	1,000	消防本部 総務課	助成金の決定を受けた防火衣の追加整備
姫路市立夜間中学入学負担金の追加	760	教育振興部 学校教育課	姫路市の夜間中学に市民が就学することによる姫路市への負担金の追加

(10)【歳入】普通交付税額の決定に伴う補正など

[総務部 財政課]

普通交付税及び臨時財政対策債を決定額に合わせて補正します。

また、令和4年度の決算剰余金の確定に伴い、繰越金を増額します。

(単位：千円)

名 称	当初予算額	補正額	補正後予算額
普通交付税	5,154,900	427,623	5,582,523
臨時財政対策債	229,900	△35,650	194,250
繰越金	1	394,020	394,021

(11) 児童扶養手当システムの標準化に向けたシステム更新 [債務負担行為]

令和7年度の児童扶養手当システムの標準化^(※)に現行のシステムが対応していないため、標準化対応が可能なシステムを新たに導入します。

事 項	期 間	限度額	所管課名
児童扶養手当システム更新事業	令和5年度から 令和6年度まで	23,100 千円以内	健康福祉部 子育て支援課

※住民基本台帳、税、福祉など地方公共団体の主要な20業務を処理する基幹系情報システムについて、目標時期である令和7年度末までに国が定めた全国共通の仕様に基づくシステムへの移行が求められています。

(12) 中央公民館等複合施設の整備に向けた基本計画の策定等 【債務負担行為】

官民連携により中央公民館等の複合施設を整備するため、複合施設の基本計画を策定するとともに事業者選定に向けて準備を進めます。

事 項	期 間	限度額	所管課名
中央公民館等複合施設 基本計画策定及び事業者 選定発注支援業務	令和5年度から 令和7年度まで	44,600 千円以内	教育総務部 生涯学習課

【特別会計】

(単位：千円)

会計名	補正額	補正内容	所管課
国民健康保険特別会計	86,186	前年度決算剰余金の積立 及び県交付金の返還	健康福祉部 医療保険課
介護保険特別会計	65,213	前年度決算剰余金の積立 及び国・県交付金の返還	健康福祉部 介護保険課
後期高齢者医療事業 特別会計	32,908	前年度決算剰余金を県後期 高齢者医療広域連合に納付	健康福祉部 医療保険課
学校給食事業特別会計	288	前年度決算剰余金の積立	教育総務部 教育施設課

工事内容	
①	山田錦の館リニューアル (トイレ、荷受場) (直売所、ミュージアム等)
②	情報発信施設整備
③	第2駐車場 整備
④	駐車場外 構整備
⑤	道路改修(線形改良)

小 型 : 34台
大 型 : 6台
バイク : 5台

工事内容
① 山田鋼の館リニューアル (トイレ、荷受場) (直売所、ミュージアム等)
② 情報発信施設整備
③ 第2駐車場整備
④ 駐車場外構整備
⑤ 道路改修(線形改良)